

蒲郡市保育体制強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所の人材確保対策を推進するため、地域住民や子育て経験者等の地域の多様な人材を配置し、保育の体制強化に取り組む児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項により設置された民間の認可保育所（以下「保育所」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項により設置された幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）に対し、予算の範囲内で蒲郡市保育体制強化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、市内に所在する保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）が実施する「保育人材確保事業の実施について（平成29年4月17日雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」の別添6に定める「保育体制強化事業実施要綱（以下「国要綱」という。）」に基づき行う事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、市内に所在する保育所等の設置者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、保育士資格及び幼稚園教諭免許状を有しない地域住民や子育て経験者等（以下「保育支援者」という。）の配置に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の交付額は、1施設当たり月額10万円を上限とした補助対象経費の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の要件)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 次の業務のいずれかを行う保育支援者を平成30年4月1日以降、保育所等に配置すること。

ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒及び清掃

イ 給食の配膳及びあとかたづけ

ウ 寝具の用意及びあとかたづけ

エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳

オ その他保育士の負担軽減に資する業務

(2) 保育支援者を配置した月における保育士及び保育教諭（以下「保育士等」という。）並びに保育士等以外のもの（保育支援者を含む。）の人数と前年同月における保育所等の保育士等及び保育士等以外のもの（保育支援者を除く。）の人数をそれぞれ比較し、ともに同数以上であること。

(3) 保育支援者を配置した月における児童の定員数に対する保育士等の人数の割合が、保育所等の前年同月の児童の定員数に対する保育士等の人数の割合以上であり、かつ、保育支援者を配置した月における児童の定員数に対する保育士等以外の者（保育支援者を含む。）の人数の割合が、当該保育所等の前年同月の児童の定員数に対する保育士等以外の者（保育支援者を除く。）の人数の割合以上であること。

(4) 保育支援者の費用について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に規定する子どものための教育・保育給付又はその他の補助事業によりその経費が交付されていないこと。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める期日までに蒲郡市保育体制強化事業費補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付を決定し、蒲郡市保育体制強化事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により速やかに当該申請書を提出した者に通知しなければならない。この場合において、市長が必要と認めるときは、条件を付けることができる。

（補助金の支払方法）

第9条 市長は、補助金の交付決定金額の範囲内において、補助金を概算払により交付することができる。

(変更等申請)

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容等を変更(市長の認める軽微な変更に係るものを除く。)しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに蒲郡市保育体制強化事業費補助金変更(中止・廃止)申請書(第3号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、市長が定める期日までに蒲郡市保育体制強化事業費補助金実績報告書(第4号様式)に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条に定める実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定したうえで、蒲郡市保育体制強化事業費補助金交付確定額通知書(第5号様式)により補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の経理)

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月12日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市保育体制強化事業費補助金交付要綱の規定による諸様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年2月2日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

蒲郡市保育体制強化事業費補助金交付申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

所在地
申請者 名称
代表者

年度蒲郡市保育体制強化事業費補助金の交付を受けたいので、
下記のとおり、関係書類を添えて、申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) その他必要とする書類

第2号様式（第8条関係）

蒲郡市保育体制強化事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

年 月 日付けで交付申請のあった 年度蒲郡市保育体制強化事業費補助金については、蒲郡市保育体制強化事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により、下記のとおり交付することを決定します。

記

1 補助事業の内容

2 補助金交付額 円

3 交付条件

- (1) この補助金は、要綱に基づき、適正に管理及び執行しなければならない。
- (2) この補助金は、交付決定を受けた補助事業以外に使用してはならない。
- (3) この補助金は、蒲郡市保育体制強化事業費補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）提出後に支払うものとする。
- (4) この事業が完了したときは、実績報告書を速やかに提出しなければならない。

第3号様式（第10条関係）

蒲郡市保育体制強化事業費補助金変更（中止・廃止）申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

所在地
申請者 名称
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた
年度蒲郡市保育体制強化事業費補助金について、下記のとおり変更
（中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 区分 補助事業計画の 変更 ・ 中止 ・ 廃止

2 変更等内容

補助事業等の内 容	変更前
	変更後
変更・中止・廃止 の理由	

3 変更交付申請額 (A) 円
(1) 既交付決定額 (B) 円
(2) 差引過不足額 (C) = (B) - (A) 円

4 添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) その他必要とする書類

第4号様式（第11条関係）

蒲郡市保育体制強化事業費補助金実績報告書

年 月 日

蒲郡市長 様

所在地
申請者 名称
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた
年度蒲郡市保育体制強化事業費補助金については、事業が完了した
ので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 精 算 額 円

2 添 付 書 類

- (1) 収支決算書
- (2) その他必要とする書類

第5号様式（第12条関係）

蒲郡市保育体制強化事業費補助金交付確定額通知書

第 号
年 月 日

様

蒲郡市長 印

年 月 日付けで交付決定した 年度蒲郡市保育体制強化事業費補助金は 年 月 日付けで提出された実績報告書等を審査し、下記のとおり補助金交付額を確定したので、通知します。

記

補助金交付決定額 円

補助金交付確定額 円